

県北広域振興局長告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

令和7年2月28日

県北広域振興局長 佐々木 哲

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
（仮称）小屋畑川線	140.60	4.00	令和7年1月20日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。